

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 6 年度）

住 所 東京都立川市泉町1078番92

事業者名 多摩都市モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥山 宏二

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○トイレのバリアフリー化 ○更なるバリアフリー化に向けた取り組み	・トイレの和式便器を洋式便器にするほか、多様なお客様に配慮した機能の導入などリニューアルを行う。（継続実施） ・エスカレーター・エレベーターの更新や、誘導ブロックの視認性向上等のバリアフリー化を進める。（継続実施）	・順次更新設計および工事を実施している。

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○バリアフリーに関するマニュアルの整備	・バリアフリーマニュアルに基づき計画的な教育・訓練を実施する。	・バリアフリーマニュアルを使用し、計画的に運輸系社員（運転・駅務）に教育・訓練を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○無人駅における案内サービスの改善	・無人駅における旅客誘導案内として、適宜、既存設備（インターホン等）を使用した適切な案内を実施する。	・既存設備（インターホン等）を使用した適切な案内を実施した。 ・高齢者への接し方を含む接遇研修を実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○運行状況など情報発信の強化	・駅改札付近に設置している案内表示装置や急告板などを使用して、適宜必要な情報を提供する。	・無人駅の改札付近に設置している情報発信用お客様案内モニター（デジタルサイネージ）を使用し、運行状況などの情報発信を行った。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○係員の接遇レベルの向上	・新入社員に対する心のバリアフリーについての研修を実施する。 ・運輸系社員（運転・駅務）による定期教育において、実車や駅構内で 車椅子・アイマスク・白杖等を利用した実践的な教育を実施する。	・新入社員に対し、心のバリアフリーに関する総合的な研修を実施した。 ・運輸系社員（運転・駅務）による定期教育において、実車や駅構内で車椅子・アイマスク・白杖等を利用した実践的な教育を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○お客様案内モニター等を活用した周知	・駅に設置しているお客様案内モニター等により、バリアフリー設備の適正利用に関する広報活動及び啓発活動を実施する。	・「声かけ・サポート」運動の掲示等について、お客様案内モニターで周知を実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために (1) と併せて講ずべき措置の実施状況

—

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに記載

(4) その他

特に無し

I．軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和7年3月31日現在)

軌道停留場の 名	路線 名	所在都道府 県市町村	一日当 たりの 利用者数	有人駅 無人駅 の別	公共交通 移動等 円滑化 法適合 の有無	段差への 対応	プラット ホームの 数	段差が解 消されて いるプラ ットホー ムの数	エレベ ーターの 設置数	エスカ レータ ーの設 置数	その他 の降機 設置数	傾斜 路の 設置 箇所	視覚障 害者誘 導ブロ ックの 設置有 無	案内設 置の有 無	障害者 対応の 設置有 無	障害者 対応の 設置有 無	障害者 対応の 設置有 無	障害者 対応の 設置有 無	障害者 対応の 設置有 無	車いす 利用者の 円滑な乗 降可能な プラット ホームの 数	転落防止 のための 設備の有 無
多摩センター	多摩モノレール 線	東京都 多摩市	34,556 人			○	2	2	3 (3) 基	4 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
松が谷	多摩モノレール 線	東京都 八王子市	2,547 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所		○	×	○	○	○	○	2	○
大塚・帝京大学	多摩モノレール 線	東京都 八王子市	9,008 人			○	2	2	3 (3) 基	5 基	基	箇所		○	×	○	○	○	○	2	○
中央大学・明星大学駅	多摩モノレール 線	東京都 八王子市	27,913 人			○	2	2	4 (4) 基	4 基	基	箇所		○	×	○	○	○	○	2	○
多摩動物公園	多摩モノレール 線	東京都 日野市	2,449 人			○	2	2	3 (3) 基	4 基	基	箇所		○	×	○	○	○	○	2	○
程久保	多摩モノレール 線	東京都 日野市	1,711 人			○	2	2	4 (4) 基	4 基	基	箇所		○	×	○	○	○	○	2	○
高幡不動	多摩モノレール 線	東京都 日野市	23,611 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所		○	×	○	○	○	○	2	○
万願寺	多摩モノレール 線	東京都 日野市	8,126 人			○	2	2	3 (3) 基	5 基	基	箇所		○	×	○	○	○	○	2	○
甲州街道	多摩モノレール 線	東京都 日野市	9,088 人			○	2	2	3 (3) 基	5 基	基	箇所		○	×	○	○	○	○	2	○
柴崎体育館	多摩モノレール 線	東京都 立川市	4,366 人			○	2	2	3 (3) 基	5 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
立川南	多摩モノレール 線	東京都 立川市	31,877 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所	○	○	×	○	○	○	○	2	○
立川北	多摩モノレール 線	東京都 立川市	44,015 人			○	2	2	3 (3) 基	6 基	基	箇所		○	×	○	○	○	○	2	○
高松	多摩モノレール 線	東京都 立川市	7,377 人			○	2	2	3 (3) 基	5 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
立飛	多摩モノレール 線	東京都 立川市	14,304 人		○	○	2	2	3 (3) 基	7 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	○
泉体育館	多摩モノレール 線	東京都 立川市	6,498 人			○	2	2	3 (3) 基	5 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
砂川七番	多摩モノレール 線	東京都 立川市	4,918 人			○	2	2	3 (3) 基	5 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
玉川上水	多摩モノレール 線	東京都 東大和市	24,712 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所		○	×	○	○	○	○	2	○
桜街道	多摩モノレール 線	東京都 東大和市	6,949 人			○	2	2	3 (3) 基	5 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
上北台	多摩モノレール 線	東京都 東大和市	13,333 人			○	2	2	3 (3) 基	6 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
(合計) 19 停留場				0 〇〇〇	1 〇〇〇	19 〇〇〇	38	38	19 55 〇〇〇 19 55 基	19 0 〇〇〇 83 0 基	0 〇〇〇 0 基	0 〇 〇 0 箇所	2 〇〇〇	19 〇〇〇	8 〇〇〇	19 〇〇〇	19 〇〇〇	19 〇〇〇	19 〇〇〇	19 〇〇〇	19 〇〇〇

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 6 年度）

住 所 東京都立川市泉町1078番92

事業者名 多摩都市モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥山 宏二

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	○
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が3000人以上 3 万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	